年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ロ「、100分の180」を「、100分の18 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の期末 手当及び勤勉手当支給に関する規則(以下「改正後の規則」とい う。)の規定は、平成30年6月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の宇治 市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づい て支払われた勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の 内払とみなす。

(掲示済)

宇治市都市経営戦略推進本部設置規則を、ここに公布する。 平成31年1月4日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第1号

宇治市都市経営戦略推進本部設置規則

(目的及び設置)

第1条 市政の重要方針及び重要施策の策定、実施に係る調整等を 行うため、宇治市都市経営戦略推進本部(以下「本部」という。

) を設置する。

(担任事項)

- 第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を担任する。
 - (1) 総合計画の策定に関すること。
 - (2) 総合計画に定める重要施策の進捗状況の管理に関すること。
 - (3) 行政改革大綱及び行政改革実施計画の策定に関すること。
 - (4) 行政改革大綱及び行政改革実施計画の進捗状況の管理その他 行政改革に係る重要事項に関すること。
 - (5) 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
 - (6) 宇治市公共施設等総合管理計画の策定及び推進に関すること
 - (7) 財政健全化推進プランの策定及び推進に関すること。
 - (8) 産業戦略の策定及び推進に関すること。
 - (9) その他重要方針及び重要施策に関し必要があると認められる 車項

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長、特別本部員及び本部員をもつ て組織する。
- 2 本部長は、市長をもつて充てる。
- 3 副本部長は、政策経営部に属する事務を担任する副市長をもつて充てる。
- 4 特別本部員は、前項に規定する副市長以外の副市長及び教育長 をもつて充てる。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。 (会議)
- 第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議(以下「本部会議」という。)を招集し、その議長となる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 特別本部員は、本部長及び副本部長を補佐する。 (部会)
- 第5条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に付議する事項の審議、調整、立案等を行うため、本部に部会を置くこと

ができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもつて組織する。
- 3 部会長は、政策経営部副部長をもつて充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議 長となる。

(意見の聴取等)

第6条 本部長は、本部会議において必要があると認めるときは、 第3条第1項に規定する者以外の者を本部会議に出席させ、その 説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、政策経営部行政経営課又は政策推 進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宇治市行政改革推進本部設置規則及び宇治市総合計画に関する 規則の廃止)

2 宁治市行政改革推進本部設置規則(昭和60年宁治市規則第2 0号)及び宇治市総合計画に関する規則(平成10年宇治市規則 第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の宇治市行政改革推進本部会議 設置規則第5条第1項に規定する本部会議及び廃止前の宇治市総 合計画に関する規則第2条第1項に規定する総括企画主任会議に 付議されている事項については、第4条第1項に規定する本部会 議に付議された事項とみなす。

別表第1 (第3条関係)

本部員

危機管理監

市長公室長

政策経営部長

総務部長

市民環境部長

市民環境部担当部長

福祉こども部長

健康長寿部長

理事

建設部長

都市整備部長

議会事務局長

上下水道部長

教育部長

消防長

別表第2(第5条関係)

部会員	
	危機管理室主幹(市長が指名する者に限る。)
市長公室	秘書広報課長 人事課長 職員厚生課長
政策経営部	行政経営課長(本部会議に付議する事項が第2
	条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものに
	限る。) 政策推進課長(本部会議に付議する
	事項が同条第3号から第9号までに掲げる事項

	に係るものに限る。) 財務課長	
 総務部	総務課長 I T推進課長 管財課長 契約課 引	_
心 伤 司		D
十日理体如	市民税課長 資産税課長 納税課長	_
市民環境部	文化自治振興課長 市民課長 農林茶業課長	
	商工観光課長 産業推進課長 人権啓発課長	
	男女共同参画課長 環境企画課長 ごみ減量剤	.18
부르 보니 ' 10 a +err	進課長	_
福祉こども部	地域福祉課長 生活支援課長 障害福祉課長	_
	こども福祉課長 保育支援課長 保健推進課長	_
健康長寿部	健康生きがい課長 介護保険課長 年金医療記	ij
	長 国民健康保険課長	_
	建設総括室主幹(市長が指名する者に限る。)	
建設部	建設総務課長 用地課長 道路建設課長 維持	
	課長 雨水対策課長 施設建築課長 住宅課長	_
都市整備部	公園緑地課長 都市計画課長 歴史まちづくり	
	推進課長 開発指導課長 建築指導課長 交通	đ
	政策課長	
	会計室長	
	議会事務局次長	
	選挙管理委員会事務局長	
	監査委員事務局長	
	農業委員会事務局長	
上下水道部	水道総務課長 営業課長 工務課長 配水課長	Ę
	水管理センター場長 下水道計画課長 下ス	办
	道建設課長 下水道管理課長 雨水対策課長	
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長	
	教育支援センター―貫教育課長 教育支援セン	ン
	ター教育支援課長 源氏物語ミュージアム館長	Ę
	生涯学習センター所長 中央図書館長 歴5	丈
	資料館長	
消防本部	消防総務課長 予防課長 警防救急課長 指指	焆
	指令課長	

(掲示済)

宇治市告示第1号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について 次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。 平成31年1月18日

 1 保険者番号
 2 6 0 0 5 9

 2 被保険者証の記号
 守4 1 0 3

 3 被保険者証の音号
 0 1 4 7

4被保険者証の資格取得日平成 1 3 年 8 月 2 日5被保険者証の交付日平成 3 0 年 4 月 1 日6無効とする日平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

宇治市告示第2号

7 理由

議決予算の公表について

平成30年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年1月18日

宇治市長 山本 正

宇治市長 山本 正

被保険者証の盗難

平成30年度宇治市一般会計補正予算(第6号) 平成30年度宇治市の一般会計の補正予算(第6号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,631,897千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,789,623千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度 に繰り越して使用することができる経費は、 「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補 正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」に よる。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入														(単位 千円 <u>)</u>
		款			項						補正前の予算額	補	正額	計
11. 地	方	交	付	税							6, 770, 000		200, 000	6, 970, 000
					1.	地	方	交	付	税	6, 770, 000		200, 000	6, 970, 000
15. 国	庫	支	出	金							11, 331, 516		231, 550	11, 563, 066
				ĺ	1.	国	庫	負	担	金	9, 663, 758		40, 000	9, 703, 758
					2.	国	庫	補	助	金	1, 614, 001		191, 550	1, 805, 551
16. 府	支		出	金							4, 853, 058	_	91, 240	4, 944, 298
					1.	府	負		担	金	3, 121, 238		20, 000	3, 141, 238

1										
			2. A	守 補	Ì	助	金	1, 394, 049	57, 840	1, 451, 889
			3. 💈	K.	託		金	337, 771	13, 400	351, 171
20. 繰	越	金						96, 592	4, 507	101, 099
			1. 糸	k	越		金	96, 592	4, 507	101, 099
22. 市		債						4, 869, 900	1, 104, 600	5, 974, 500
			1. т	Ħ			債	4, 869, 900	1, 104, 600	5, 974, 500
							·			
	歳	入	台	計				62, 157, 726	1, 631, 897	63, 789, 623

歳出										(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総	務	費						6, 227, 656	223, 360	6, 451, 016
			1. 総	務	管	理	費	5, 042, 946	207, 300	5, 250, 246
			4. 選		挙		費	48, 955	16, 060	65, 015
3. 民	生	費						27, 916, 211	213, 937	28, 130, 148
			1. 社	会	福	祉	費	11, 983, 933	133, 937	12, 117, 870
			2. 児	童	福	祉	費	10, 597, 845	80, 000	10, 677, 845
8. 土	木	費						6, 040, 952	400, 000	6, 440, 952
			4. 都	市	計	画	費	2, 852, 248	400, 000	3, 252, 248
10. 教	育	費						5, 739, 345	794, 600	6, 533, 945
			1. 教	育	総	務	費	856, 950	9, 600	866, 550
			5. 社	会	教	育	費	1, 222, 447	785, 000	2, 007, 447
	歳	出	合	計				62, 157, 726	1, 631, 897	63, 789, 623

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

			(十匹 111)
款	項	事業名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	市民会館解体撤去事業	93, 000
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域密着型サービス等整備費補助金	57, 840
8. 土木費	4. 都市計画費	(仮) お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン 整備事業	400, 000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

<u> </u>						T-1
事	項	期	間	限	度	額
京都府議会議員選挙期日前投	西東敦笙禾記東紫	自 平成	3 0 年度			8, 300
水部的成式成员医学为1的技	(宗尹仂守安礼尹未	至 平成	3 1 年度			0, 300
	[自 平成	3 0 年度			16, 000
中俄云战兵医学为4 即汉宗寺	伪守安心事未	至 平成	3 1 年度			10,000
社会福祉法人南山城学園の障 域福祉支援センター宇治小倉		自 平成	3 0 年度			38, 520
入金に対する元金補給補助	」。上以书未具立旧	至 平成	5 0 年度			50, 520

第4表 地方債補正

1. 追加 (単位 千円)

起債の目的	限。	ま 額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設整備等事業債	83, 700	の発行価格差	又は 証券発行 発行価格 は額面金でつき 98円以上と する。	年4%以内 年4%以入 大でした。 見入及び金型では、 で府公は一位でののでは、 で府公構、 で府公構、 でのでは、 でのでいるできる。	行その他の場合 には、協する。 をでする。 ただ都でし、財政 等のとが合いにより 据置期間及び償
名勝宇治山用地取得事業債	760, 000	同上	同上	同上	同上

2. 変更									(単位	千円)
扫像の日始		補	正	前		衤	甫	正	後	
起債の目的	限。	度 額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度	額	起債の 方法	利率	償還の 方法
お茶と宇治のまち歴史 公園交流ゾーン整備事 業債	29, 600	のつる価金るそ格う必を算 証方で場格額との差め要こし 券は起合額下は行線ななれた 発に債発減るなれた では債務がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	証書 書 本 本 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	年 利方入資方金金、直たて見利4 た率式れ金公融に利し後は直率。 だ見借取び団構いの行おしとは直率。 しり府地体資で見つい該の	つ融る他、との 政よ及をし還すき政い資。のそ協とた等りび短く又るる所て条銀場の定すだの据價縮ははこ。資は件行合債するし都置還し繰借となる。、合期期、上換がる場所は、上換がは、一般では者も 財に間限も償えでにのよのは者も 財に間限も償えで	227, 600	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
臨時財政対策債	2, 594, 500	同上	同上	同上	同上	2, 657, 400	同上	同上	同上	同上

平成30年度宇治市一般会計補正予算(第7号)

平成30年度宇治市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 98,801 千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,690,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

<u>歳 入 </u>										(単位 千円 <u>)</u>
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	計
19. 繰	入	金						702, 198	△100, 000	602, 198
			2. 基	金	繰	入	金	702, 196	△100, 000	602, 196
20. 繰	越	金						101, 099	1, 199	102, 298
			1. 繰		越		金	101, 099	1, 199	102, 298
	歳	入	合	計				63, 789, 623	△98, 801	63, 690, 822

裁 出															(単位 千	<u> </u>
	款					項					補正前の予算額	補	正	額	計	
1. 議	会	費									447, 928			1, 790	449,	718
			1.	議		会				費	447, 928			1, 790	449,	718
2. 総	務	費									6, 451, 016		△5	3, 772	6, 397,	244
			1.	総	務	管	:	理		費	5, 250, 246		△4	3, 532	5, 206,	714
			2.	徴		税	ļ			費	753, 238		Δ	4, 912	748,	326
			3.	戸	籍 住	民 基	本	台	帳	費	303, 182		Δ	5, 442	297,	740
			4.	選		挙	:			費	65, 015			1,067	66,	082
			5.	統	計	調	Ì	査		費	31, 276		Δ	1, 700	29,	576
			6.	監	査	委		員		費	48, 059			747	48,	806
3. 民	生	費									28, 130, 148		$\triangle 2$	8, 334	28, 101,	814
			1.	社	会	福		祉		費	12, 117, 870		$\triangle 2$	7, 217	12, 090,	653
			2.	児	童	福	l	祉		費	10, 677, 845			2, 290	10, 680,	135
			3.	生	活	保	:	護		費	5, 328, 033		Δ	3, 407	5, 324,	626
4. 衛	生	費									4, 388, 510			8, 177	4, 396,	687
			1.	保	健	徫		生		費	1, 585, 356			2, 660	1, 588,	016
			2.	清		掃				費	2, 803, 154			5, 517	2, 808,	671
5. 労	働	費									45, 345		Δ	5, 465	39,	880
			1.	労	1	動	Î	者		費	45, 345		Δ	5, 465	39,	880

6. 農 林	水産	業費							370, 470	△3, 250	367, 220
			1.	農		業		費	291, 333	△2, 875	288, 458
			2.	林		業		費	77, 849	△375	77, 474
7. 商	エ	費							1, 865, 449	5, 789	1, 871, 238
			1.	商		エ		費	1, 865, 449	5, 789	1, 871, 238
8. 土	木	費							6, 440, 952	△48, 860	6, 392, 092
			1.	土	木	管	理	費	611, 223	△14, 108	597, 115
			2.	道	路	橋	梁	費	1, 521, 393	△6, 869	1, 514, 524
			3.	河		Ш		費	353, 504	△4, 679	348, 825
			4.	都	市	計	画	費	3, 252, 248	△24, 078	3, 228, 170
			5.	住		宅		費	702, 584	874	703, 458
9. 消	防	費							2, 014, 501	10, 172	2, 024, 673
			1.	消		防		費	2, 014, 501	10, 172	2, 024, 673
10. 教	育	費							6, 533, 945	16, 810	6, 550, 755
			1.	教	育	総	務	費	866, 550	11, 202	877, 752
			2.	小	学		校	費	2, 159, 529	△1, 417	2, 158, 112
			3.	中	学		校	費	871, 608	3, 229	874, 837
			4.	幼	稚		園	費	628, 811	△5, 247	623, 564
			5.	社	会	教	育	費	2, 007, 447	9, 043	2, 016, 490
11. 災 害	復	旧費							69, 558	△1,858	67, 700
			2.	公夫	 生土木	色設.	災害復	旧費	58, 658	△1,858	56, 800
	歳	出	,	合	計				63, 789, 623	△98, 801	63, 690, 822

平成30年度宇治市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)

平成30年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,629 千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,748,371 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入												(単位	千円)
	款				項				補正前の予算額	補	正額	計	
6. 繰	入	金							1, 608, 618		△9, 629	1, 5	98, 989
			1. —	般	会 書	- 繰	入	金	1, 405, 283		△9, 629	1, 3	95, 654

	歳	入	合	計				18, 758, 000	△9, 629	18, 748, 371
歳出										(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	計
1. 総	務	費						278, 407	△9, 629	268, 778
			1. 総	務	管	理	費	254, 835	△9, 629	245, 206
	歳	出	合	計				18, 758, 000	△9, 629	18, 748, 371

平成30年度宇治市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)

平成30年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,406 千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,534,701 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入													(単位 千	-円)
	款			ī	頁				補正前の予算額	補	正	額	計	
7. 繰	入	金							2, 325, 842		Δ1	4, 406	2, 311,	436
			1. —	般 会	計	繰	入	金	2, 110, 523		Δ1	4, 406	2, 096,	117
	歳	入	合	計					14, 549, 107		Δ1	4, 406	14, 534,	701

歳出	<u> </u>									(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	計
1. 総	務	費						289, 168	△14, 406	274, 762
			1. 総	務	管	理	費	172, 660	△14, 406	158, 254
	歳	出	合	計				14, 549, 107	△14, 406	14, 534, 701

平成30年度宇治市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度宇治市水道事業会計の補正予算(第2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次の とおり補正する。

灯 入

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 第1款
 水道事業収益
 3,838,474 千円
 △ 6,084 千円
 3,832,390 千円

 第2項
 営業外収益
 464,833 千円
 △ 6,084 千円
 458,749 千円

支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 第1款 水道事業費用 3,589,285 千円 △ 6,084 千円 3,583,201 千円 第1項 営業費用 3,433,887 千円 △ 6,084 千円 3,427,803 千円 (議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第3条 予算第9条中、「641,926 千円」を「635,842 千円」 に改める。

平成30年度宇治市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

458,749千円 第1条 平成30年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算

(第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次の とおり補正する。

収 入

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 下水道事業費用 5,411,861 千円 △5,365 千円 5,406,496 千円 第1項 営業費用 4,625,566 千円 △5,365 千円 4,620,201 千円 (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次の とおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,528,386 千円は当年度分消費税及び地方消費税資 本的収支調整額 152,469 千円、過年度分損益勘定留 保資金 179,899 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,196,018 千円で補てんするものとする。)。

収 入

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) (計) (計) (本土が原す 4.400 515 五円 4.405 02

第1款 資本的収入 4,469,515 千円 △13,585 千円 4,455,930 千円 第3項 他会計出資金 493,351 千円 △13,585 千円 479,766 千円 支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的支出 5,997,901 千円 \triangle 13,585 千円 5,984,316 千円 第1項 建設改良費 3,867,963 千円 \triangle 13,585 千円 3,854,378 千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第4条 予算第9条中、「379,621千円」を「360,671千円」 に改める。

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 1 0 条中、「1,204,953 千円」を「1,199,588 千円」に改める。

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年12月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程 (昭和45年宇治市選挙管理委員会規程第2号) の一部を次のように改正する。

第49条第2項ただし書中「枚数が」を「枚数が宇治市の議会の 議員の選挙にあつては4,000枚、宇治市の長の選挙にあつては 」に改める。

別記様式第44号中「あて」を「宛て」に、「宇治市長選挙」を 「宇治市 選挙」に改める。

別記様式第45号中「宇治市長選挙」を「宇治市 選挙」に改める。

別記様式第45号の2中「宇治市長選挙」を「宇治市

選挙」に改め、同様式の備考第1項及び第2項中「16,000枚 |を「 枚 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、^{立成31年3月1日から施行する。} (経過措置)
- 2 改正後の公職選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される宇治市の 議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日 を告示された宇治市の議会の議員の選挙については、なお従前の 例による。

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会規程第2号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年12月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する規程の一部を改正する規程

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する規程(平成6年宇治市選挙管理委員会規程第1号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「、宇治市長の選挙における選挙運動用ビラの作成並び に宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における」を「、選挙運動用 ビラの作成及び」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第5号の(表)中「あて」を「宛て」に、「宇治市長選挙」を「宇治市 選挙」に改める。

別記様式第8号中「基づき」を「より」に、「宇治市長選挙」を「宇治市 選挙」に改める。

別記様式第11号の(表)中「宇治市長選挙」を「宇治市

選挙」に改め、同様式の(裏)の備考第4項第1号中

|16,000枚」を| 枚」に改める。

別記様式第14号中「宇治市長選挙」を「宇治市 選挙」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下「 施行日」という。)以後その期日を告示される宇治市議会議員の 選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された 宇治市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(掲示済)

···· 監··查··委··員····

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成31年1月7日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり 水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度建設部及び上下水道部の財務に関する事務の執行について 第3 監査の実施期間

平成30年10月2日から平成30年11月21日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設部維持課、施設建築課、住宅課、雨水対策課(上下水道部 雨水対策課を含む。)における事務事業のうち、主として平成30年4月1日か ら同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、 証拠書類等を審査し、文書及びロ頭による質問調査並びに実地調査を実施した。 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

補助金支出状況 (維持課・住宅課)

委託料支出状況(維持課・住宅課・雨水対策課)

工事請負費支出状況(維持課・住宅課・雨水対策課)

賃借料支出状況 (施設建築課·住宅課)

市営住宅使用料収入状況(住宅課)

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、 今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分 検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行 されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根 拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理 が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前 例路襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割 が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一 人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられ るよう要望する。

記

1 維持課

- (1) 補助金支出状況について 特になし。
- (2) 委託料支出状況について 特になし。
- (3) 工事請負費支出状況について 特になし。
- 2 施設建築課
- (1) 賃借料支出状況について 特になし。

3 住宅課

(1) 市営住宅使用料収入状況について

滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた。適正な管理に努められたい。なお、平成24年度の前々回定期監査及び平成27年度の前回定期監査等において、市営住宅使用料の滞納繰越分に関して、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 補助金支出状況について 特になし。
- (3) 委託料支出状況について 特になし。
- (4) 工事請負費支出状況について 特になし。
- (5) 賃借料支出状況について 特になし。

4 雨水対策課

- (1) 委託料支出状況について 特になし。
- (2) 工事請負費支出状況について 特になし。

(掲示済)

~~·公、営、企、業、/

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を 改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一

部を改正する規程

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程 (平成 2 4年宇治市水道事業管理規程第 3 号) の一部を次のように改正する

第2条第1項の表中「164,700円」を「165,000円」に、「148,000円」を「148,300円」に、「248,100円」を「248,500円」に、「9,099円」を「9,115円」に、「13,729円」に、「9,912円」を「9,912円」を「9,936円」に改める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宇治市上下水道部 非常勤職員及び臨時職員に関する規程(以下「改正後の規程」と いう。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(基本報酬等の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第3条第1項において準用する宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成24年宇治市条例第17号。以下「条例」という。)及び宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(平成24年宇治市規則第21号。以下「規則」という。)並びに改正前の規程の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬(以下「基本報酬等」という。)は、改正後の規程第3条第1項において準用する条例及び規則並びに改正後の規程の規定による基本報酬等の内払とみなす。

(掲示済)

宇治市上下水道事業公告第1号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続 指定しない業者について

宇治市排水設備指定工事業者規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第7号)第9条第1項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時(平成30年12月31日)に、継続指定の申請がされなかった指定工事業者について、同規程第16条第1項第3号の規定により、継続指定しない旨を公告します。

㈱協栄開発

平成31年1月18日

指定番号 第336号

宇治市長 山本 正

指定番号 第210号 ㈱京都住設販売 指定番号 第287号 タナベ管工 指定番号 第294号 KY設備工業